

立山砂防事務所 X（旧 Twitter）運用方針

1. 目的

本方針は、立山砂防事務所が取得した公式 X（旧 Twitter）アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

公式 X（旧 Twitter）アカウントの運用は、立山砂防事務所が所管する砂防事業に関連する情報の他、管内の防災情報など災害対応に関連した情報を、携帯端末などにより即時かつ容易に入手出来る形で発信することにより、地域住民に対する理解促進及び利便性向上を図ることを目的とする。

なお、当アカウントは、専ら情報発信を目的とすることから、原則として当アカウントに寄せられた意見に対する返信は行わない。

3. アカウントの概要

- （1）アカウント名：国土交通省 立山砂防事務所
- （2）アカウント ID：@mlit_tateyama
- （3）本アカウント利用者：国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所
- （4）アドレス：https://twitter.com/mlit_tateyama

4. 運用方法

公式 X（旧 Twitter）アカウントの運営主体は立山砂防事務所（事務局：調査課）とし、以下のとおり運用することとする。

（1）発信する情報

- ア. 立山砂防事務所が所管する常願寺川水系直轄砂防事業に関する情報及び当該水系における土砂災害防止に関する情報
- イ. 立山砂防事務所が行った記者発表の情報や同事務所が主催または共催するイベントに関する情報
- ウ. その他、立山砂防事務所が所管する事業に関連し、周知する必要性が高いと判断された行政情報など

（2）発信にあたっての留意点

- ア. 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
- イ. 信頼性が担保できない情報は発信しない。
- ウ. 職員以外の個人が特定される写真、動画は使用しない（やむを得ず使用する場合には、当該者に承諾を得たうえで発信する）

（3）他アカウントのフォロー等

公式 X（旧 Twitter）アカウントでは、原則として情報発信のみ行うものとし、他アカウントのリプライ（返信）やリポストは行わない。ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリポストは行なうことがある。

（4）なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式 X（旧 Twitter）アカウントのプロフィール

に立山砂防事務所公式ホームページのリンクを掲載し、運用方針を参照できるようにする。また、X（旧 Twitter）のユーザー名を同公式ホームページ上に明示する。なりすましを発見した場合は、同公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行う。

（５）不適切な行為に対する対応

公式 X（旧 Twitter）アカウントに対するユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、当該アカウントをブロックする場合がある。

- ア．個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為
- イ．国土交通省又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの
- ウ．国土交通省若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの
- エ．法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
- オ．他のユーザー、第三者等になりすますもの
- カ．広告や宣伝目的のもの
- キ．本アカウントの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ク．本アカウントの発信する内容に関係のないもの
- ケ．その他、立山砂防事務所が合理的理由により不適切と判断するもの

（６）その他

公式 X（旧 Twitter）の利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしにその利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものの削除を行う。

５．著作権にかかる事項

当アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、立山砂防事務所に無断で転載等を行うことを禁止する。また、引用（リポスト等）を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示することを求める。

６．免責事項

- （１）本アカウントの掲載情報の正確性については万全を期すものとするが、当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、立山砂防事務所は何ら責任を負わない。
- （２）第三者たるユーザーにより投稿された本アカウントに対する、「リプライ（返信）」、「リポスト」などについて、立山砂防事務所は一切の責任を負わない。
- （３）本アカウントに関連して、第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、これに伴う損失などについて、立山砂防事務所は一切の責任を負わない。

７．運用方針の周知・変更等

本方針の内容は立山砂防事務所公式ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式 X（旧 Twitter）アカウントにより発信し、周知する。